

令和元年9月9日

医療機関各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
地域保健担当理事 蔵並 貴子  
宮下 明

### 令和元年介護サービス施設・事業所調査の協力依頼について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

---

神奈川県医師会  
理事 篠原 裕希

### 令和元年介護サービス施設・事業所調査の協力依頼について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）より日本医師会常任理事を介して別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>  
→ 会員専用ページ → お知らせ（介護保険関係） 〉

お問い合わせ先

地域医療企画課 担当：岩田

横浜市中区富士見町3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail [g-iwata@kanagawa.med.or.jp](mailto:g-iwata@kanagawa.med.or.jp)

(介58)

令和元年8月1日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会 常任理事  
江澤 和彦



令和元年介護サービス施設・事業所調査の協力依頼について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より介護保険制度運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成12年より実施されております標記調査について、本年も実施されることになり、別添の通り厚生労働省より本会宛に調査協力依頼がありました。当該調査は、全国の介護サービスの提供体制・提供内容等を把握し、介護サービス提供の基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的としており、介護保険施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所を対象に下記の通り、調査が行われる予定です。

本会においても本調査について協力することと致しましたので、貴会におかれましても調査の円滑な実施に向けてのご協力とともに、会員への周知へご高配のほど宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 調査期日

本年10月1日現在において実施

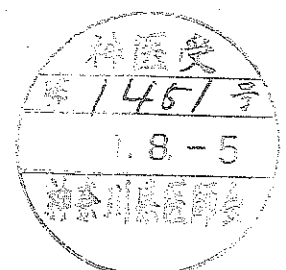
2. 昨年度調査内容との相違点

介護保険施設及び訪問看護ステーションの利用者について調査を実施  
(当調査項目は、3年毎の調査とし、本年度が該当)

○ 添付資料

- ・令和元年介護サービス施設・事業所調査の協力依頼について  
「令和元年7月24日 政統発0724第1号厚生労働省政策統括官  
(統計・情報政策、政策評価担当)」
- ・参考資料  
令和元年介護サービス施設・事業所調査の概要、調査票一式

以上

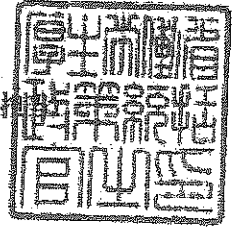




政統発0724第1号  
令和元年7月24日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価）



令和元年介護サービス施設・事業所調査の協力依頼について

介護サービス施設・事業所調査につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年においても、下記のとおり調査を実施することといたしましたので、引き続き貴会の御協力を賜りたく、御配慮方お願い申し上げます。

記

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県を対象とする。

(2) 詳細票

以下に掲げる施設・事業所を対象とする。

ア 介護保険施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

イ 居宅サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護ステーション、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所

ウ 居宅介護支援事業所

エ 介護予防サービス事業所

介護予防訪問入浴介護事業所、介護予防訪問看護ステーション、介護予防通所リハビリテーション事業所、介護予防短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所療養介護事業所、介護予防特定施設入居者生活介護事業所、介護予防福祉用具貸与事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所

オ 介護予防支援事業所

カ 地域密着型サービス事業所  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業所

キ 地域密着型介護予防サービス事業所  
介護予防認知症対応型通所介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

なお、訪問介護、通所介護、居宅介護支援、介護予防支援については、サービスを、都道府県及び事業所の規模（通所介護はサービス及び都道府県）を層として層化無作為抽出した事業所を客体とし、それ以外については、全数を客体とする。

### (3) 利用者票

全国の介護保険施設の在居者及び退所者、訪問看護ステーションの利用者を対象とする。なお、客体については以下のとおりとする。

ア 介護保険施設の在居者及び退所者

① 介護老人福祉施設、介護老人保健施設については、無作為抽出した施設における、令和元年9月末の在居者の1/2及び9月中の退所者の全数を客体とする。

② 介護療養型医療施設である病院、介護医療院については、全数の施設における、令和元年9月末の在居者の1/2及び9月中の退所者の全数を客体とする。

③ 介護療養型医療施設である診療所については、全数の施設における、令和元年9月末の在居者の全数及び9月中の退所者の全数を客体とする。

イ 訪問看護ステーションの利用者

無作為抽出した事業所における令和元年9月中の利用者の1/2を客体とする。

### 3 調査の期日

令和元年10月1日現在において実施する。

### 4 調査の事項

次の調査票に掲げる事項とする。

#### (1) 基本票

- ① 施設基本票（別紙1-1）
- ② 事業所基本票（別紙1-2）

#### (2) 詳細票

- ① 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票（別紙2）
- ② 介護老人保健施設票（別紙3）
- ③ 介護療養型医療施設票（別紙4）
- ④ 訪問看護ステーション票（別紙5）
- ⑤ 居宅サービス事業所（福祉関係）票（別紙6）
- ⑥ 地域密着型サービス事業所票（別紙7）
- ⑦ 居宅サービス事業所（医療関係）票（別紙8）
- ⑧ 介護医療院票（別紙9）

### (3) 利用者票

- ①介護保険施設利用者一覧票（別紙10）
- ②介護保険施設利用者個票（別紙11）
- ③訪問看護ステーション利用者一覧票（別紙12）
- ④訪問看護ステーション利用者個票（別紙13）

## 5 調査の実施体制

- (1) 基本票は、厚生労働省が調査に関する事務を行う。
- (2) 詳細票及び利用者票は、厚生労働省が調査に関する事務を民間事業者に委託して行う。
- (3) 都道府県は、それぞれの区域内の調査対象施設・事業所について、「令和元年介護サービス施設・事業所調査 調査対象名簿」の作成等、円滑な調査の実施に向け、必要な業務を行う。

## 6 調査の方法

- (1) 基本票は、厚生労働省から都道府県に配布し、各担当者が記入する。
- (2) 詳細票は、都道府県により作成された「令和元年介護サービス施設・事業所調査 調査対象名簿」等を基に、民間事業者から施設・事業所に配布し、各管理者が記入する。
- (3) 利用者票は、都道府県により作成された「令和元年介護サービス施設・事業所調査 調査対象名簿」を基に、民間事業者から対象施設・事業所に配布し、各管理者が記入する。

## 7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）が行い、調査結果は速やかに公表する。